

# 農林水産商工常任委員会提出資料

(令和6年8月21日)

項 目	ページ
■ 県の過失による農業共済組合の果樹共済掛金の誤徴収について 【農林水産政策課】……………	2
■ 主要農産物の生産販売状況について 【生産振興課】……………	3
■ 鳥獣被害対策の取組状況等について 【鳥獣対策センター、食パラダイス推進課】……………	4
■ アカデミー・ジュニアクラス伐木競技交流会の開催について 【林政企画課】……………	5
■ 第20回さかいみなと漁港・市場活性化協議会の開催結果について 【境港水産事務所】……………	6
■ 遊漁船第二愛丸の境港沖防波堤への衝突事故について 【漁業調整課】……………	7
■ 食パラダイス鳥取県！「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」月間の 開始について 【食パラダイス推進課】……………	8
■ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【生産振興課、農地・水保全課、水産振興課】……………	9

農 林 水 産 部

## 県の過失による農業共済組合の果樹共済掛金の誤徴収について

令和6年8月21日  
農林水産政策課

本年2月に県が農業共済組合（以下「組合」という。）に通知した果樹共済掛金の算定に用いる基礎数値に誤りがあることが、令和6年6月11日に農林水産省の指摘により判明しました。

これにより、5人の組合員（農業者）の共済掛金の誤徴収が発生し、組合は共済掛金の追徴及び還付を行う必要が生じたため報告します。

### 1 県が誤った通知をした原因

- 県は、毎年、国から通知される都道府県ごとの10a当たり収穫量、国の統計資料及び3年に一度組合が作成する標準収量表等を用いて、10a当たり収穫量を決定し、組合へ通知しています。令和6年は標準収量表の改定年となっていました。
- 県は、10a当たり収穫量を決定するに際し、組合が令和6年3月に作成する標準収量表（令和4年産実績）を用いるべきところ、前年度と同じ令和3年に組合が作成した標準収量表（令和元年産実績）を用いて算定したことによるものです。

### 2 誤徴収の内容

区分	果樹共済の種類	件数	徴収済額 (A)	正しい金額 (B)	追徴又は還付の額 (B) - (A)
追徴	ぶどう	1件	12,215円	12,302円	87円
	なし	1件	2,007円	2,119円	112円
還付	なし	3件	12,979円	12,178円	△801円
計		5件	27,201円	26,599円	△602円

※還付3件の内訳（270円、230円、301円）

### 3 対応状況

組合は、該当農家へ説明と謝罪を行い、7月24日までに追徴及び還付の手続を完了しています。

### 4 再発防止策

県は、同様の誤りを繰り返さないよう、チェック体制を強化する等、再発防止を徹底して、適正な事務処理に努めます。

#### 【参考】

〔果樹共済引受要綱（農林水産省経営局長通知）〕

第8節 標準収穫量及び樹園地別標準収穫量

第5 組合等が定める年産別標準収量表による樹齢ごとの標準単収

1 標準収量表案の作成

(2) 標準収量表案及び標準収穫量グラフ案は、3年ごとに作成するものとするが、果樹栽培者の状況に変動がある等必要があるときは、その必要がある年ごとに作成するものとする。

3 年産別標準収量表の作成

(1) 都道府県知事は、果実の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに、次式により年産別適用係数を算出し、組合等に通知する。

第7 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量

1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量

第5の3の(1)の経営局長が定める10アール当たり収穫量は、特定組合等以外の組合等及び一の都道府県の区域をその区域とする特定組合等にあつては、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該共済目的の種類に係る果実の年産ごとの10アール当たり収穫量を基礎として、都道府県知事が果実の年産ごと、類区分ごと及び組合等ごとに次の方法により定める10アール当たり収穫量とする。

# 主要農産物の生産販売状況について

令和6年8月21日  
生産振興課

本県の主要農産物の生産販売状況（8月5日現在、JA全農ととり取扱分）について報告します。

## 1 主要品目の生産販売状況

### (1) 生産状況

- ・らっきょうは植付後の生育遅延と収穫前の早期枯れ上がりなどの影響で小玉傾向となり、生産量が前年を下回った。
- ・すいかは概ね順調に生育し、病害虫の発生も少なく、前年並みの出荷量であった。
- ・ブロッコリーの初夏どり作型では3月中下旬の天候不安定により定植が遅れたが、最終出荷量は前年を上回った。
- ・春ねぎで例年より抽台（花茎の発生）が多く、出荷量が前年を下回った。夏ねぎでは初期生育は順調であったが、7月以降の高温と7月9日の大雨の影響により一部地域で根傷みによる欠株が発生している。

### (2) 販売状況

- ・らっきょうは出荷数量が前年の2割減となったが、販売期間を通じて単価は安定して推移し、販売額は前年の6%減にとどまった。
- ・すいかは前年と同様に高単価で推移し、販売額は前年並みで好調な販売となった。
- ・初夏どりブロッコリーは単価、販売額とも前年を上回った。
- ・白ねぎは春ねぎで単価が前年を上回ったが、出荷量が少なかったため、販売額は前年を下回った。8月5日までの実績では、夏ねぎでは単価、販売額とも前年を下回っている。

#### 【らっきょう】

区分	面積 (ha)	生産者戸数 (戸)	5月19日～6月16日までの販売実績(累計)(最終)		
			数量(t)	単価(円/kg)	販売金額(百万円)
R6年度	163	199	1,516	643	974
R5年度	172	211	1,869	553	1,034
前年比	95%	94%	81%	116%	94%

#### 【すいか】

区分	面積 (ha)	生産者戸数 (戸)	5月19日～8月5日までの販売実績(累計)		
			数量(t)	単価(円/kg)	販売金額(百万円)
R6年度	272	355	14,262	252	3,594
R5年度	271	363	13,934	255	3,554
前年比	100%	98%	102%	99%	101%

#### 【初夏どりブロッコリー】

区分	面積** (ha)	生産者戸数** (戸)	4月1日～7月2日までの販売実績(累計)(最終)**		
			数量(t)	単価(円/kg)	販売金額(百万円)
R6年度	709	333	1,754	380	667
R5年度	675	363	1,653	336	555
前年比	105%	92%	106%	113%	120%

※全作型を含む。 ※※一部、越年作型を含む。

#### 【白ねぎ】

区分	面積** (ha)	生産者戸数** (戸)	春ねぎの4月1日～5月31日までの販売実績(累計)(最終)			夏ねぎの5月21日～8月5日までの販売実績(累計)		
			数量(t)	単価(円/kg)	販売金額(百万円)	数量(t)	単価(円/kg)	販売金額(百万円)
R6年度	321	832	799	369	295	679	400	272
R5年度	330	865	989	342	338	870	420	366
前年比	97%	96%	81%	108%	87%	78%	95%	74%

※全作型を含む。

## 2 その他主要品目の生育状況

### (1) 水稲

田植が前年並みの6月30日頃に終了し、草丈、茎数も前年並みで、大きな問題もなく生育は順調。昨年被害の認められたイネカムメシへの対策として、令和6年度当初予算での防除支援事業に加え、予備費活用により発生予察体制の強化、全県的な注意喚起（テレビ・ラジオCM、新聞広告等）を実施。7月12日付けで注意報も発表し、防除対策の徹底を呼び掛けている。

### (2) 梨

ハウス二十世紀は8月2日から販売が開始され、前年を上回る高単価で推移。果樹カムメシ類の発生が非常に多く、被害が懸念されるため、7月26日付けで病害虫発生予察警報を発表し、注意を呼びかけている（警報発表は平成22年以來14年ぶり）。また、8月9日に緊急対策会議を開催し、予備費を活用して梨柿も含めた追加防除の実施を決定。（「果樹カムメシ類緊急防除支援事業」予算額1千万円）

## 鳥獣被害対策の取組状況等について

令和6年8月21日  
鳥獣対策センター  
食パラダイス推進課

令和5年度の農作物等の鳥獣被害発生状況、捕獲状況等について報告します。

### 1 令和5年度の鳥獣被害状況

○野生鳥獣による農作物等への被害額は、令和4年度の58百万円に比べて8百万円減少し、50百万円であった。このうちイノシシの被害が約8割を占める。

○イノシシ被害が増加したものの、シカ、クマ等の鳥獣では被害が減少した。イノシシ被害の増加は、ナシ被害の増加によるものであった。また、シカ等の被害の減少は、前年度被害が大きな地域で対策が進んだことによるものと思われる。

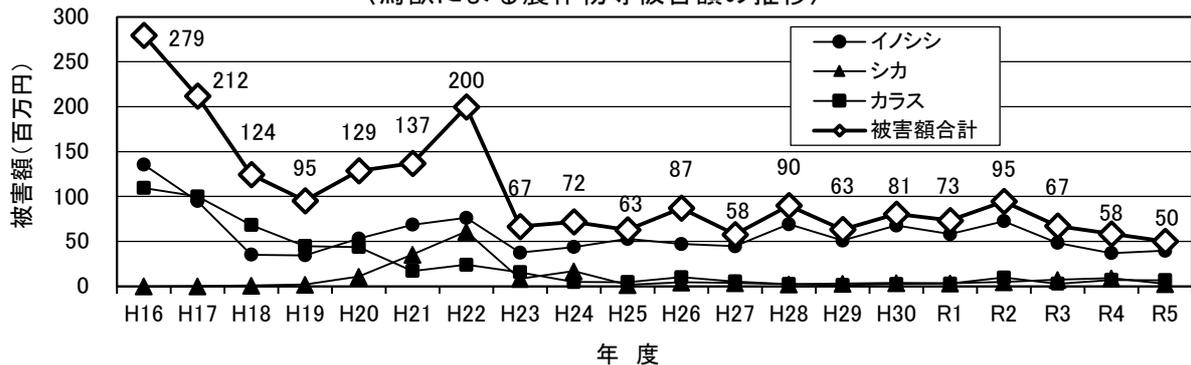
〈令和5年度の鳥獣別被害額〉

(千円)

加害鳥獣	イノシシ	シカ	クマ	カラス	その他	合計
被害額	39,590(37,004)	2,945(9,080)	342(3,172)	6,882(7,209)	412(2,030)	50,171(58,495)

注) カッコ内は令和4年度

〈鳥獣による農作物等被害額の推移〉



### 2 イノシシ、シカの捕獲数の推移と利用状況

○令和5年度の捕獲数は、イノシシが9,835頭(対前年度比133%)、シカが12,796頭(対前年度比108%)と前年度より増加した。

〈イノシシ・シカ捕獲状況〉

(単位: 頭)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
イノシシ	8,341	8,371	11,970	5,583	11,027	12,985	12,113	9,968	7,400	9,835
シカ	6,468	6,097	7,274	6,707	7,519	9,086	10,294	12,255	11,829	12,796

(自然共生課集計)

○イノシシ・シカのジビエ等の利用頭数は4,156頭、利用率はイノシシが10.0%、シカが24.8%と、豚熱の発生による県東部の一部施設でのイノシシの取扱中止で、イノシシの利用率が大きく下がったが、令和4年度の全国平均の利用率イノシシ6.1%、シカ15.2%と比べて高い水準を維持している。

〈令和5年度イノシシ・シカのジビエ等利用状況(速報値)〉

区分	捕獲頭数	解体処理頭数	利用率(%)
イノシシ	9,835(7,400)	980(1,247)	10.0(16.9)
シカ	12,796(11,829)	3,176(3,170)	24.8(26.8)
計	22,631(19,229)	4,156(4,417)	18.4(23.0)

注) カッコ内は令和4年度、利用率=解体処理頭数/捕獲頭数 (食パラダイス推進課集計)

## アカデミー・ジュニアクラス伐木競技交流会の開催について

令和6年8月21日  
林 政 企 画 課

チェーンソー操作による伐木・造材技術の「安全性、正確さ、スピード」を競い合う日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取が隔年開催であることから、農林業高校及び林業大学校生を対象に、継続的に競技に親しみ交流を図る機会として伐木競技交流会を開催します。

- 1 大会名称 アカデミー・ジュニアクラス伐木競技交流会
- 2 開催目的 伐木競技に取り組む学校同士が伐木・造材技術の「安全性、正確さ、スピード」の向上を目指して交流を図ることにより、林業に対し安全意識の高い人材確保・育成を目指す。
- 3 開催日 9月23日(月・祝)
- 4 会場 鳥取砂丘オアシス広場(鳥取市福部町湯山)
- 5 主催 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団(県委託事業)
- 6 開催内容 午前：オリエンテーション、合同練習  
午後：①簡易伐倒競技、②丸太合わせ輪切り競技 計2競技(採点、表彰あり)

<p>① 簡易伐倒競技 高さ60cm程度の丸太を使用し、定められた目標に向けて正確に伐倒する技術を競う。</p> 	<p>② 丸太合わせ輪切り競技 傾いた丸太を垂直に上下から切り出す技術を競う。</p> 
--	---

- 7 参加校 第3回日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取参加校8校+新規1校※

県内外	校数・人数	学校名
県内	3校・14人	にちなん中国山地林業アカデミー(2)、県立智頭農林高等学校(11)、県立倉吉農業高等学校(1)
県外	6校・25人	岐阜県立森林文化アカデミー(5)、奈良県フォレスターアカデミー(3)、高知県立林業大学校(6)、鳥根県立農林大学校(2)、岡山県立勝間田高等学校(5)、※兵庫県立森林大学校(4)
合計	9校・39人	

○競技に興味を持つ高校生が観戦できるよう、県内の全県立高校及び私立高校(鳥取城北高校、米子松陰高校)に周知済。

### 〈日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取について〉

- ・令和元年度から隔年で開催
- ・令和5年度の第3回大会では、従来のビギナーズクラス、プロフェッショナルクラスに加え、高校や林業大学校生を対象としたアカデミー・ジュニアクラスが新設され、智頭農林高等学校のチームが総合優勝と総合3位という素晴らしい成績を獲得

## 第20回さかいみなと漁港・市場活性化協議会の開催結果について

令和6年8月21日  
境港水産事務所

第20回さかいみなと漁港・市場活性化協議会（以降「協議会」という。）が開催され、休憩岸壁の整備等について協議されましたので、結果の概要を報告します。

### 1 開催概要

- (1) 日時 令和6年7月18日（木）午前10時30分から正午まで
- (2) 場所 境港水産物地方卸売市場2階大研修室

### 2 協議事項

#### (1) 休憩岸壁の係船調整と整備について

境漁港では漁船を係留する休憩岸壁の不足から、多くの漁船が入港した際は係船調整が煩雑化することが長年の懸案となっていた。これについて、専門部会（漁港ワーキンググループ）で協議された結果を協議会へ報告し、協議会の意見として承認された。

#### (漁港ワーキンググループからの報告内容)

境港地区の水産振興を目的として、これまでの市場整備により水揚げ機能は高まったが、漁船の集中があった際に休憩岸壁の係船調整に対する懸念が残る状況である。

将来、漁船の大型化や水揚げの集中があった時に係船調整が理由で水揚げが制限されることになっては、境港の水産振興上大きな損失となると考えられる。

以上のことから、将来を見据え今のうちに休憩岸壁の機能を最大限に活かすために増深を行うとともに、係船柱等の増設や改良が必要である。

#### (協議会委員からの意見等)

漁港区域が狭いため、係船については何十年も問題とされている。境漁港の水揚げを増やすためには県外船を増やさないといけないため、生産者は係船ルールに従うなど協力が必要である。

図 休憩岸壁の水深について



#### (2) 冷凍・冷蔵施設整備意見交換会の実施について

- ・境港地区の水産流通・加工業者が保有する冷凍・冷蔵施設は老朽化が進んでいるが、施設更新費用の高騰などがネックとなり更新が進んでいない。マイワシなど多獲性魚種水揚げ後の陸の処理能力を主に担っている境港地区の冷凍保管能力確保のための対策が急務となっている。
- ・本件に関して、前回の協議会で実施することとなったアンケート結果及び第1回冷凍・冷蔵施設整備意見交換会の概要について報告され、境港地区の水産振興に係る中長期ビジョンの案を協議会で作成し、それを基に関係者で議論することについての意見等が紹介された。

#### (協議会委員からの意見等)

- ・陸の処理能力については冷凍冷蔵施設に限らず、労働力確保も含め先を見据えた境港地区の水産振興に係る中長期ビジョンは必要である。

### 3 その他協議報告事項

- (1) 会長の選任について
  - ・前会長 前橋知之氏の退任に伴い、今回、境港水産振興会会長 江尻敏美氏が新会長に選任された。
- (2) 市場整備の進捗について
- (3) 令和6年3月8日（金）に開催された津波を想定した避難訓練の実施について

# 遊漁船第二愛丸の境港沖防波堤への衝突事故について

令和6年8月21日  
漁業調整課

7月28日に発生した、遊漁船第二愛丸の境港沖防波堤への衝突事故の概要及び県の対応状況等について報告します。

## 1 事故の概要

発生日時：令和6年7月28日（日）午前6時頃

発生場所：境港市所在の夢みなとタワーからほぼ北東方向の境港第2防波堤付近

事故船舶：遊漁船 第二愛丸（4.9トン）

事業者（船長兼業務主任者）：西古 順一（さいこ じゅんいち）

概要：当該船舶は乗客10名を乗せ、大山町沖合での遊漁を終え、境港市竹内団地の岸壁へ帰港中のところ、同市所在の夢みなとタワーからほぼ北東方向の境港第2防波堤の東側側面に衝突した。衝突後は自力航行により、竹内団地の岸壁に入港した。船長及び乗客の11名全員が病院に搬送され、重傷者2名（頭部骨折等により入院）、その他も骨折、捻挫、打撲等のけがを負った。当日の天候は晴れ、海上平穏、視程良好であった。

## 2 これまでの県の対応

事故報告書の受理（7/30）	・遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊漁船業法」という。）に基づき事故報告書が提出され、県のホームページで公表。
事業者への営業自粛要請（7/31）	・遊漁船「第二愛丸」の事業者西古順一氏は別の遊漁船「第七愛丸」も登録していたことから、県は同氏に対して、営業の自粛を求める要請文書を発出し、現在、当該事業者は営業を自粛している。
県内遊漁船業者への注意喚起（7/31）	・全遊漁船業者へ安全かつ適切な運用を行うよう、通知文書を発出するとともにホームページによる注意喚起を行った。
第二愛丸等への立入検査（8/2）	・事故の発生原因は、居眠りによる防波堤への衝突。 ・船は左前方に大きな穴（下図）が開いていたが、浸水、油漏れはなかった。 ・事業者は、これまで夜間の2便運航を行っており、今後は1便運航に改める考え。

## 3 今後の対応

県は遊漁船業者に対し、遊漁船業法第20条に基づく業務改善命令及び同法第21条第1項に基づく事業停止命令を行う。

## 4 国による事故調査等

境海上保安部は事故の捜査を行うとともに、本県と連携して立入検査時に緊急の安全指導を行った。今後、司法処分及び船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく行政処分が行われる見込み。

また、運輸安全委員会はこの度の衝突事故を重大事故と判断し、東京から船舶事故調査官（2名）を派遣し、当該事故の原因究明調査を行っている。



【事故船舶の状況】

# 食パラダイス鳥取県！「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」月間の開始について

令和6年8月21日  
食パラダイス推進課

本県では9月1日から11月30日を「地産地消月間」とし、県産食材の地産地消の推進を行っています。  
今年度は、新たに農林水産省が取り組んでいる「フェアプライスプロジェクト」を同時展開し、県産食材への愛着と適正価格について県民理解を深める取組を行います。

## 1 食パラダイス鳥取県！「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」月間

県内事業者等と連携して「地産地消」と「フェアプライスプロジェクト」の取組を広く県民に周知し、県産農林水産物への愛着と生産現場への理解を高めることで、適正価格による県産農林水産物の積極的な購入促進を行う食パラダイス鳥取県！「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」月間を実施する。

### (1) 実施内容

- ・食パラダイス鳥取県！「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」月間の新聞折込チラシ、テレビ・ラジオCM放送、Web動画配信、YouTube・TVer動画配信
- ・「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」に係る農業団体、生産者、消費者代表、知事の座談会による新聞特集記事
- ・県内事業者（小売店、飲食店等）の店舗内に共通ロゴがデザインされたポスター、POP、ミニのぼり等を掲示することによる機運醸成
- ・県内事業者（小売店、飲食店等）の独自イベントの情報発信

### (2) 実施期間：9月1日（日）～11月30日（土）

### (3) 情報発信：合計98本

【内訳】 テレビCM放送（3局）計72本  
ラジオCM放送（1局）計26本

### (4) 県内事業者の独自イベント

- ・独自イベントを実施する県内事業者を現在募集中  
（例：県産品を購入した方の自社ポイント付与、県産品を購入した方の割引等）



## 2 食パラダイス鳥取県！「もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト」月間中の各種キャンペーン

### (1) とっとりスイーツフェスタ

県産フルーツの魅力を発信し、県内への誘客促進を図るため、梨やぶどう等を使ったスイーツ取扱店舗を一堂に集めたイベントを県内3箇所で開催する。（昨年度集客数：約3,000人）

#### 【期日／場所／出店店舗数】

- 【東部】 8月4日（日）／丸由百貨店5F トトリプレイス／16店舗  
（実施済：来場者数約1,900人）
- 【中部】 8月31日（土）／エースバック未来中心／13店舗
- 【西部】 9月7日（土）／米子しんまち天満屋4F 催事場／調整中



### (2) 鳥取和牛フェス 2024 in 大山牛馬市

とっとり0929（和牛肉の日）制定1周年を記念するとともに、今年10月開催の「ねりんピックはばたけ鳥取2024」を盛り上げることを目的に、鳥取和牛等の肉を使ったメニューの提供や牛の生体展示等を行うイベントを、国内最大の牛馬市が開催されていた大山博労座において9月29日（和牛肉の日）に開催する。

### (3) 鳥取和牛キャンペーン

「鳥取和牛フェス 2024 in 大山牛馬市」と連動しながら、鳥取和牛の県内外での認知度向上及び消費拡大のため、県内の飲食店、宿泊施設で鳥取和牛の料理を食事された方又は県内の小売店で鳥取和牛を購入された方から抽選で鳥取和牛が当たるキャンペーンを実施する。

実施期間：9月29日（日）～12月25日（水）

### (4) 県産農水産物を使用した料理の特集記事掲載

県産農水産物等を使用したメニュー（8月：ホルモン焼きそばやお好み焼き等の鉄板焼き、11月：海鮮、2月：県産いちごスイーツ）を取り扱う飲食店等を、フリーマガジンの特集記事への掲載と宿泊施設や空港など観光情報発信拠点へのリーフレット（掲載内容の別刷り）の配架により情報発信する。

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和6年8月21日  
生産振興課  
農地・水保全課  
水産振興課

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方法
農地・水保全課 (西部総合事務所農林局)	富江地区ほ場整備(1工区)工事	西伯郡 伯耆町 富江	株式会社ティー・エム・エス 代表取締役 水町 直允	101,200,000円 (予定価格) 104,133,700円	令和6年8月13日 ～ 令和7年3月24日	令和6年8月9日	制限付 一般競争入札 (1社)
水産振興課 (栽培漁業センター)	栽培漁業センターサザエ生産棟改修工事(建築)	東伯郡 湯梨浜町 石脇	株式会社井中組 代表取締役 井中 紳二	105,600,000円 (予定価格) 107,690,000円	令和6年6月4日 ～ 令和7年6月30日	令和6年6月4日	制限付 一般競争入札 (3社)

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
生産振興課 (営繕課)	とっとり花回廊管理棟熱源 機器改修工事(機械設備)	西伯郡南 部町鶴田	とっとり花回廊管理棟熱源 機器改修工事(機械設備) 橋本工業所・モチダ特定建 設工事共同企業体 代表者 有限会社橋本工業所 代表取締役 熊谷 主拓	(当初契約額) 217,800,000円	令和5年6月9日 ～ 令和6年7月31日	(当初契約年月日) 令和5年6月8日	
				(第1回変更後契約額) 220,926,200円 〔(変更額) 3,126,200円〕		(第1回変更契約年月日) 令和6年7月26日	
農地・水保全課 (東部農林事務所)	山上地区ほ場整備(3工 区)工事(ゼロ国債)	八頭郡 八頭町 山上外	株式会社大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	(当初契約額) 99,000,000円	令和5年3月31日 ～ 令和6年3月15日	(当初契約年月日) 令和5年3月31日	
				(第1回変更後契約額) 103,710,200円 〔(変更額) 4,710,200円〕		(第1回変更契約年月日) 令和5年12月13日	
					令和5年3月31日 ～ 令和6年3月29日	(第2回変更契約年月日) 令和6年3月15日	・湧水処理工に時間を要したことによる工期の延伸。
					令和5年3月31日 ～ 令和6年6月28日	(第3回変更契約年月日) 令和6年3月29日	・4月以降の好天時での表土戻しについて営農者から要望されたことによる工期の延伸。
				(第4回変更後契約額) 112,592,700円 〔(変更額) 8,882,500円〕		(第4回変更契約年月日) 令和6年6月28日	・工事車両の通行により損傷した道路の復旧工事を追加したことによる工事費の増額。

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
農地・水保全課 (中部総合事務所農林局)	松谷第3ため池改修工事 (その2)	東伯郡 琴浦町 松谷	株式会社クラエー 代表取締役 西村 博文	(当初契約額) 109,010,000円	令和5年5月15日 ～ 令和5年12月26日	(当初契約年月日) 令和5年3月24日	
				(第1回変更後契約額) 134,028,400円  (変更額) 25,018,400円	令和5年5月15日 ～ 令和6年3月25日	(第1回変更契約年月日) 令和5年12月19日	・地元からの工事中の用水仮設管の改善要望により、用水路として活用するため洪水吐を本工事に追加したことによる工事費の増額及び工期の延伸。
					令和5年5月15日 ～ 令和6年3月29日	(第2回変更契約年月日) 令和6年3月25日	・洪水吐施工に伴う法面対策について調査が必要となったことによる工期の延伸。
				(第3回変更後契約額) 137,117,200円  (変更額) 3,088,800円		(第3回変更契約年月日) 令和6年3月26日	・掘削法面を調査したところ硬質地盤用の植生工が必要になったことによる工事費の増額。
					令和5年5月15日 ～ 令和6年8月9日	(第4回変更契約年月日) 令和6年3月28日	・追加工事工程調整に伴う工期の延伸。
				(第5回変更後契約額) 144,045,000円  (変更額) 6,927,800円	令和5年5月15日 ～ 令和6年8月30日	(第5回変更契約年月日) 令和6年8月5日	・洪水吐の施工において地山からの湧水が確認されたため、湧水対策を行ったこと、また、埋戻しにおいて流用土の含水比が高いことから土質改良を行ったことによる工事費の増額及び工期の延伸。